

宿泊約款 TERMS AND CONDITIONS FOR ACCOMMODATION CONTRACTS

(適用範囲)

第1条 当館(ホテル)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館(ホテル)が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

当館(ホテル)に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館(ホテル)に申し出してください。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定期間
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当館(ホテル)が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に宿泊第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館(ホテル)は、その申込がなされた段階で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館(ホテル)が前項の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館(ホテル)が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館(ホテル)が定めた申込金額を、当館(ホテル)が定めた日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賃借料金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第6条の申込金を同項の規定により当館(ホテル)が定めた日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館(ホテル)がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないことに関する特約)

第4条 前項第2項の規定にかかわらず、当館(ホテル)は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。

2. 宿泊契約の申し込みを承認するに当たり、当館(ホテル)が前項第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約継続の拒否)

第5条 当館(ホテル)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の継続に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 慢性疾患により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に際し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に際し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 山口県旅館業界に係わる営業施設の設置基準衛生措置の基準等に関する条例5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館(ホテル)に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館(ホテル)は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館(ホテル)が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館(ホテル)が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館(ホテル)が宿泊客に告知したとき)に限ります。

3. 当館(ホテル)は、宿泊客が迷惑をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定期間が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館(ホテル)の契約解除権)

第7条 当館(ホテル)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に際し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に際し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 天災又は不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 山口県旅館業界に係わる営業施設の設置基準衛生措置の基準等に関する条例5条の規定する場合に該当するとき。
- (6) 疫症での取扱いに伴い、消防用設備等に対するいたずら、その他当館(ホテル)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2. 当館(ホテル)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けている宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊者は、宿泊日当日、当館(ホテル)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、並券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定期間
- (4) その他当館(ホテル)が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館(ホテル)の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館(ホテル)は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
- (2) 超過時間までは、室料金の60%
- (3) 超過6時間以上は、室料金の100%
- (4) 前項の室料金相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規制の遵守)

第10条 宿泊客は、当館(ホテル)内においては、当館(ホテル)が定めて館(ホテル)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館(ホテル)の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で案内いたします。

(1) フロント・キャシャー等サービス時間:

イ門限午前8時00分

ロフロントサービス午前9時00分から午後10時00分

ハエクスキュエンジニアビス

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

イ朝食 午前 7時00分から午前9時00分

ロ昼食 午前 11時00分から午後2時00分

ハ夕食 午後 5時00分から午後9時00分

ニ、その他の飲食等

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるとおりになります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館(ホテル)が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館(ホテル)が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館(ホテル)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館(ホテル)の責任)

第13条 当館(ホテル)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館(ホテル)の責めに帰すべき事由によるものないときは、この限りではありません。

2. 当館(ホテル)は、消防法による表示「防火警戒装置」を受けております。又、万一の火災等に対処するため、宿泊賃貸責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館(ホテル)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっせんするものとします。

2. 当館(ホテル)は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっせんができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当館(ホテル)の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合は除き、当館(ホテル)は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館(ホテル)の種類及び価値の明告を求める場合であって、宿泊客がそれを行わなかつたときは、当館(ホテル)は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 寄託客が、当館(ホテル)内における見込みにならなかつたものについて、当館(ホテル)の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館(ホテル)は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価値の明告のなかつたものについては、当館(ホテル)の故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館(ホテル)はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立つて当館(ホテル)に到着した場合は、その到着前に当館(ホテル)が了解したときに貢付責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館(ホテル)に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当館(ホテル)は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館(ホテル)の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当館(ホテル)の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館(ホテル)は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館(ホテル)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館(ホテル)が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館(ホテル)に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)…旅館用

宿泊客が支払うべき料金額	宿泊料金	内 訴											
		①基本宿泊料 (室料+朝・夕食料) ②サービス料 (①×15%)											
		③追加飲食 (朝・夕食以外の飲食料) 及びその他の利用料金 ④サービス料 (③×15%)											
税 金	イ 消費税 ロ 入湯税(温泉地のみ)												

備考1. 基本宿泊料はご利用人数、シーズンにより異なります。

2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に単なる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具等を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。

3. 衣類及び食事と提供しない幼児については、2,100円をいただきます。

(幼児料金を設定する旅館に限る。)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)…旅館用

契約解消の通知を受けた日 契約申込人数	旅館用											
	不 泊 日 数	当 日 数	2 日 数	3 日 数	5 日 数	6 日 数	7 日 数	8 日 数	14 日 数	15 日 数	30 日 数	
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	20%	20%	10%	10%	10%	10%	
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	15%	15%	10%	10%	

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 別表の総額は、その細額日数にかかわらずなく、1日分(初日)の違約金を收取します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解消があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合はそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(離散が掛かる場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただけません。